

中 企 第 2 2 1 号  
令 和 8 年 5 月 2 7 日

株式会社セブン・フィナンシャルサービス  
代表取締役 水落 辰也 殿  
株式会社カインズ  
代表取締役 高家 正行 殿

茨城県知事 大井川 和彦



### 大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により令和7年10月31日に届出のあった大規模小売店舗については、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定に基づき通知します。

なお、同条第5項の規定により、同法第6条第4項の規定は適用されませんので、申し添えます。

### 記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称  
古河駅東部計画  
所在地  
古河都市計画事業古河駅東部土地区画整理事業135街区14画地 外
- 届出年月日  
令和7年10月31日